

大口町告示第 1 2 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第 1 9 号）第 1 条第 1 項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

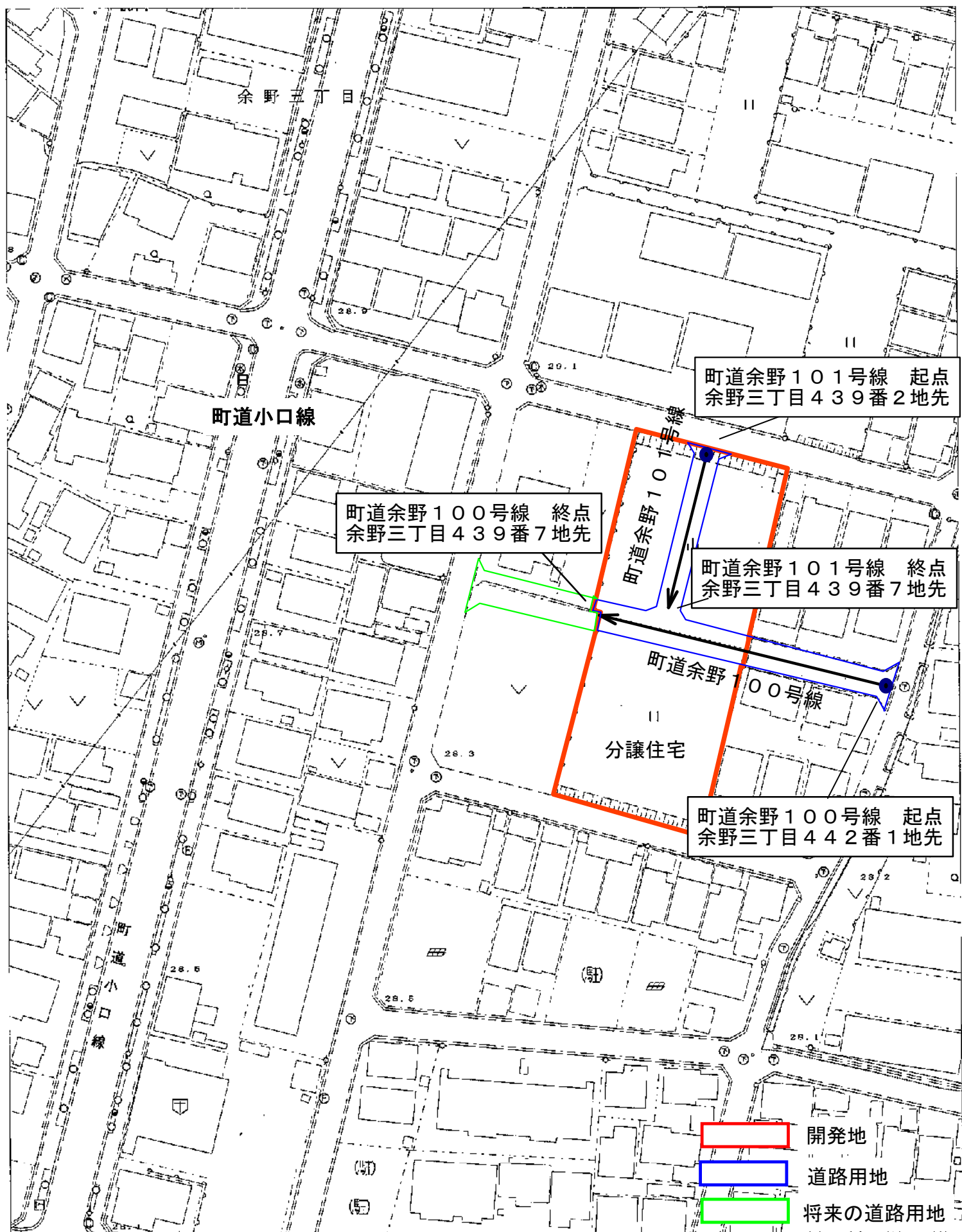
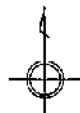
令和 6 年 1 2 月 2 0 日

大口町長 鈴木 雅 博

町道路線の供用開始

路線番号	路 線 名	区 間	供用開始
1 8 0 0	町道 余野 1 0 0 号線	余野三丁目 4 4 2 番 1 地先 から 余野三丁目 4 3 9 番 7 地先 まで	令和 6 年 1 2 月 2 0 日

町道路線供用開始 町道余野100号線 町道余野101号線 位置図



- 開発地
- 道路用地
- 将来の道路用地

1:1,000

